

市政ひろば



市西地区ほ場整備・起工式



▲市西地区ほ場整備事業の起工式

農業経営の安定と発展を目指し

農業経営の安定と発展や、干ばつ、水害などに強い農業を将来にわたって行うことを目的に、市西土地改良区(天羽龍文理事長、百四十六戸、八十一・三ヘクタール)でほ場整備事業が始まりました。この整備は、農地七十四・七ヘクタールの区画整理や暗渠排水工事、農業用水路工事などで、平成二十年年度の完成を目指しています。併せて、経営農家を対象に各種研修や啓発などをする育成・促進事業も行われます。事業費は二十億七千万円。

七月一日に志知中島工区(区画整理十一・四ヘクタール)内で起工式が行われ、同土地改良区天羽理事長が「農業経営の市の中核地となるように努力したい」とあいさつ。中田市長は「日本一の農業を目指して頑張って下さい」とお祝いの言葉を述べました。

下水道施設の理解を深める

下水道処理場施設の見学会

市内四か所の浄化センター(広田・津井・賀集・福良)が完成し、処理施設や環境について理解を深めてもらおうと下水道処理場施設見学会が七月十七日、各施設で行われました。

当日、朝早くから近隣の住民らが施設を見学し、係員から処理方法などについて熱心に耳を傾けていました。見学会では、加入促進のお願いと併せて

市内工事の無料相談所を開設したほか、環境にやさしい家庭用洗剤も配布。四施設で合計約三百六十人が訪れました。

福良浄化センターでは、全国でも珍しい「海水混合棟」という、真水を海水に混ぜて排水する施設もあり、見学者の注目を集めていました。

見学者からは「水がきれいになっていく仕組みがよくわかった」と感想を述べていました。



▲下水道施設を見学する住民(福良浄化センター)

島内全域で高潮対策訓練を実施

防潮扉の閉鎖訓練



▲防潮扉を閉める住民(湊港)

台風時の高潮被害に備えた、「高潮対策訓練」が島内全域の海岸や港湾などで六月二十八日に実施され、南あわじ市内でも福良港や湊港、灘海岸、津井海岸で関係者らが参加しました。

訓練では、午前九時三十分

潮被害が大きかった湊地区では、今年四月から、地域住民が港内の防潮扉の開閉を担当することになり、今回が初めての訓練となりました。ここでは六人ずつ二班に別れ、湊港の三十一の防潮扉のうち十三か所を回りました。

関係住民の方々は「非常時に備え、日ごろから防潮扉がスムーズに動くよう、ゴミが詰まっていないかななどの点検を行いたい。責任をもって役割を果たしたい」と語っています。

合同観光パンフレットを作成

南あわじ・鳴門・東かがわ市

南あわじ市と徳島県鳴門市、香川県東かがわ市とつくる「ASAトライアングル交流圏推進協議会」でこのほど、それぞれの観光名所や特産品を紹介する合同パンフレットを作成しました。

同協議会は、平成二年に旧西淡町と鳴門市、旧引田町が県境を超えて交流を深め、地域の発展を目指すために設立。ASAは阿波、讃岐、淡路のローマ字の頭文字をとつ

たものです。

パンフレットは見開き地図にイングラランドの丘や渦の道、白鳥温泉など各市八か所ずつ観光スポットを掲載しているほか、手延べ素麺やなると金時、讃岐和盆糖などの特産品も写真で紹介。各市一万部ずつ計三万部を作成し、観光施設やサービスエリア、庁舎などで配布しています。



▲3市の観光・特産品などを紹介したパンフレット

年金だより

保険料を納めるのが困難な場合には・・・

申請免除制度・若年者納付猶予制度をご利用ください

所得の減少や失業等の理由で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除される「申請免除制度」や猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

申請免除制度

申請し承認されると、保険料の納付が「全額」または「半額」免除される制度です。

◆対象者

①所得が一定の基準を下回る方

②風水害、失業等で保険料の納付が困難な方

③障害者または寡婦で、前年の所得が百二十五万円以下の方

④生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方

▽免除の承認期間

七月から翌年六月まで

◆若年者納付猶予制度

所得の低い三十歳未満の方を対象に、同居している世帯主(親など)の所得に関わらず、本人および配偶者の前年

の所得が一定以下の場合、申請をし承認されると保険料の納付が猶予される制度です。

◆手続き

お近くの総合窓口センター・出張所・連絡所・支所へ次のものをご持参ください。

①基礎年金番号のわかるもの(年金手帳または納付書など)

②印かん

※失業の場合は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等

◆その他

平成十六年度に免除の承認を受けた方には、更新の案内を送付しています。引き続き免除を希望される方は、八月十九日までに申請をしてください。

◆問い合わせ 市民課

☎43・5023

ふれあい市長室

国の認定を受け、地域再生に取り組み



▲小泉総理出席のもと地域再生計画の認定を受けました

南あわじ市長 中田勝久

館で小泉総理大臣出席のもと地域再生認定書を受け取つてまいりました。

①の計画は、南あわじ市道と洲本市道およびオニオンロードを一体的に整備し、産業道や生活道の改善を図るとともに、「休暇村南淡路」建替により、地場産食物のPRを推進し、「食」がはぐくむふれあい共生の都市」を推進するものです。平成二十一年度末までの道路整備に係る総事業費は、約四十億円(うち交付金約二十億円)の予定です。

また、②の計画は、汚水処理施設整備交付金を活用し、公共下水道および合併浄化槽設置を進め、家庭・事業所・工場等から発生するし尿・雑排水等の汚水処理に取り組みとともに、環境パトロールにより生活環境の向上を図るものです。平成二十一年度末までの総事業費は、約百四十四億円(うち交付金約五十六億円)の予定です。

今後は、国の動向を見極めながら、市民や議員の皆様、職員とともに英知を結集し、邁進していきたいと存じます。

与 授 書 定

国の構造改革が進んでいきます。今までは補助事業メニューに従って計画書を作成し補助金をいただいております。しかし、本年四月から地域再生法が施行され、地域の自主的な取り組みと国の支援とが相まって、持続可能な地域再生を実現しようとする制度になり、補助金から交付金へ、限定された事業が広範囲にわたる事業へ、一省庁所管から複数省庁へと移行されてきております。これは、街全体のビジョンを定め、総合的に事業を行うという地域ごとの知恵比べともいえるべき内容であると考えております。

本市では、①「食」による南淡路地域活性化計画」と②「南あわじふれあい共生のまち再生計画」の二計画が認定され、先日東京の憲政記念